

# 相模原市立鵜野森中学校PTA規約

## 第 1 章 名 称

第1条 この会の名称は、鵜野森中学校PTA（所在地：相模原市南区鵜野森1-11-1）と称し、事務所を学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が研修活動をとおり、互いに協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

## 第 3 章 方 針

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次のような方針によって活動する。

- (1) 会員相互の研修を深めるとともに、親睦と教養を高める。
- (2) 家庭と学校の連絡を密にし、生徒の健全な心身の育成を図る。
- (3) 学校の教育環境の充実改善に協力し、地域の教育環境の浄化に努める。
- (4) 教育を本旨とする民主団体として活動し、他の団体の支配干渉を受けない。
- (5) 生徒の教育、福祉に活動する他の機関および団体と協力する。
- (6) 学校の教育活動進展には協力するが、学校の運営管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第4条 この会の会員は、規約第3条の活動方針に賛同する本校在籍生徒の保護者および本校の教職員とし、会員は、すべて平等の権利と義務を持つ。

第5条 この会の会員は、定められた会費を納めるものとする。

第6条 保護者、教職員ともにPTA加入意思確認票の提出によって入会とする。本会を退会する者は退会届を提出する。ただし、生徒の卒業、生徒の転出、活動方針に著しく反した時はこの限りではない。

## 第 5 章 会 計

第7条 この会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第8条 この会の会費は、総会で決定する。

第9条 この会の資産は、第2章の目的以外には使用しない。

第10条 この会の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

## 第 6 章 役員および会計監査

第10条 この会の役員および会計監査は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1人 (保護者)
- (2) 副 会 長 3人 (保護者 2人 教職員 1人)
- (3) 書 記 3人 (保護者 2人 教職員 1人)
- (4) 会 計 2人 (保護者 1人 教職員 1人)
- (5) 会計監査 2人 (保護者)

ただし、会長が必要と認める場合には、その年度に限り総会の承認を得てその数を増減できる。

第11条 1. この会の役員および会計監査は、兼任を認めない。  
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会計監査は再任できない。  
3. 欠員が生じた場合には、会員の中から運営委員会で補充することができる。その任期は前任者の残任期間とし、速やかに会員へ報告する。

第12条 この会の役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
- (3) 書記は、一般庶務を掌る。
- (4) 会計は、会計事務を掌り、総会において会計監査委員の監査を受けた決算を報告する。
- (5) 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会へ報告する。

第13条 この会の役員および会計監査は、役員候補者推薦委員会により、推薦され、総会において承認決定する。教職員の役員は、学校が指名する。

## 第7章 総会

第14条 この会の総会は、最高決議機関であり、全会員をもって構成する。

第15条 この会の総会は、定期総会および臨時総会とする。臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき会長が招集する。

第16条 この会の総会の定足数は、全会員の過半数（委任状を認める）とし、議事は出席者の過半数をもって決定する。

## 第8章 委員会

第17条 この会は、第2条の目的達成のため、次の委員会をおく。

- (1) 役員会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門委員会（1 学年委員会、2 学年委員会、3 学年委員会、広報委員会、校外委員会、成人委員会）
- (4) 役員候補者推薦委員会
- (5) その他運営委員会が必要と認めたとき、会長は、特別委員会を設けることができる。

第18条 この会の委員会の委員は、次のように組織する。

- (1) 役員会は、役員および校長をもって組織する。
- (2) 運営委員会は、役員および委員会の委員長、副委員長ならびに校長をもって組織する。
- (3) 専門委員会は、各学級より学年委員、広報委員、校外委員、成人委員を選出し構成する。各専門委員会は互選により委員長、副委員長を選出する。  
なお、各委員会の構成人数、選出指定学級は、次年度の各学年の学級数を考慮の上、運営委員会で決定する。
- (4) 役員候補者推薦委員会は、各専門委員会より2人、本部役員より2人選出し、教職員2人、副校長を加え組織する。
- (5) 特別委員会は、会長が運営委員会の審議を経て、委員を委嘱する。この委員会の委員長、副委員長は、互選により選出することができる。

第19条 この会の委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 役員会は、この会の企画・調整をする。
- (2) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、この会の予算などに関する審議、活動計画等の立案および検討調査を行う。
- (3) 学年委員会は、学年に関する理解と協力の立案と活動、学校環境の整備の立案と活動および学年と学級相互の緊密な連携と協調をはかる。
- (4) 広報委員会は、会員の活動および生徒の活動の広報活動につとめる。
- (5) 校外委員会は、学校と協力して、校外における生徒の指導および健全な環境づくりにつとめる。
- (6) 成人委員会は、会員の教養、福祉に関する計画立案と活動につとめる。
- (7) 役員候補者推薦委員会は、役員および会計監査候補者の推薦内諾を得て、総会に候補者

推薦報告を行う。尚、第10条に規定する役員および会計監査候補者が決定した場合には解散することができる。

(8) 特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。

第20条 この会の委員会の任期は次のとおりとする。

(1) 専門委員会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(2) 欠員が生じた場合には、会員の中から運営委員会で補充することができる。

その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第9章 表彰・感謝・慶弔・災害

第21条 この規定は、内規とし別に定める。

## 第22条 第10章 個人情報の取り扱い

この会が個人情報に関する法令を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

以下に、この会が、個人情報を取り扱う際の方法について定める。

1. 個人情報を取得する際に、何に使うかの利用目的を、あらかじめ特定し、それを本人に明示する。
2. 個人情報を、特定した利用目的以外には使わない。
3. この会における個人情報の管理者は、会長とする。
4. この会において、個人情報を取り扱える者は、PTA役員、会計監査、運営委員会委員、専門委員会委員、役員候補者推薦委員会委員、および特別委員会委員とする。
5. 個人情報は、前項で定めた管理者あるいは取扱者が保管し、適正に管理する。  
不要となった個人情報は、取扱者として定められた者のうち管理者の指名した者により、適正かつ速やかに、返却あるいは廃棄されるものとする。
6. 個人情報の記録された紙あるいは電子媒体、個人情報を取り扱う電子機器についてはPTA会議室等の決められた場所に保管し、盗難防止のための対策を採るものとする。  
それらの決められた場所からの持ち出しは最小限度に留め、かつ、持ち出す際は、盗難防止や情報流失防止に最大限留意して取り扱うものとする。
7. 個人情報は、以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者（本人及び管理者や取扱者として定められた者以外）に提供しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために必要がある場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
8. 第三者から個人情報の提供を受ける場合は、その個人情報の対象者からその提供に対し、同意を得ていることを確認したうえで提供を受けることとする。  
第三者から提供を受けた個人情報を取り扱う際についても、第10章で定める方法に従う。
9. 個人情報を委託先に提供する場合は、その委託先が、個人情報を適切に管理していることを監督する。
10. 本人から個人情報の開示、訂正、利用停止や削除を求められた場合は、法令に沿ってそれに応じる。

## 第11章 改正

第23条 この会の規約改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により決定される。ただし、改正案は、事前にその内容を会員に知らせなければならない。

## 附 則

この規約は、昭和59年7月14日より施行  
平成20年5月17日一部改正し即日施行  
平成22年5月15日一部改正し即日施行  
平成23年5月14日一部改正し即日施行  
平成24年5月12日一部改正し即日施行  
令和元年 5月18日一部改正し即日施行  
令和3年 5月28日一部改正し即日施行  
令和7年 5月30日一部改正し即日施工

## 鵜野森中学校PTA【表彰・感謝・慶弔・災害】に関する内規

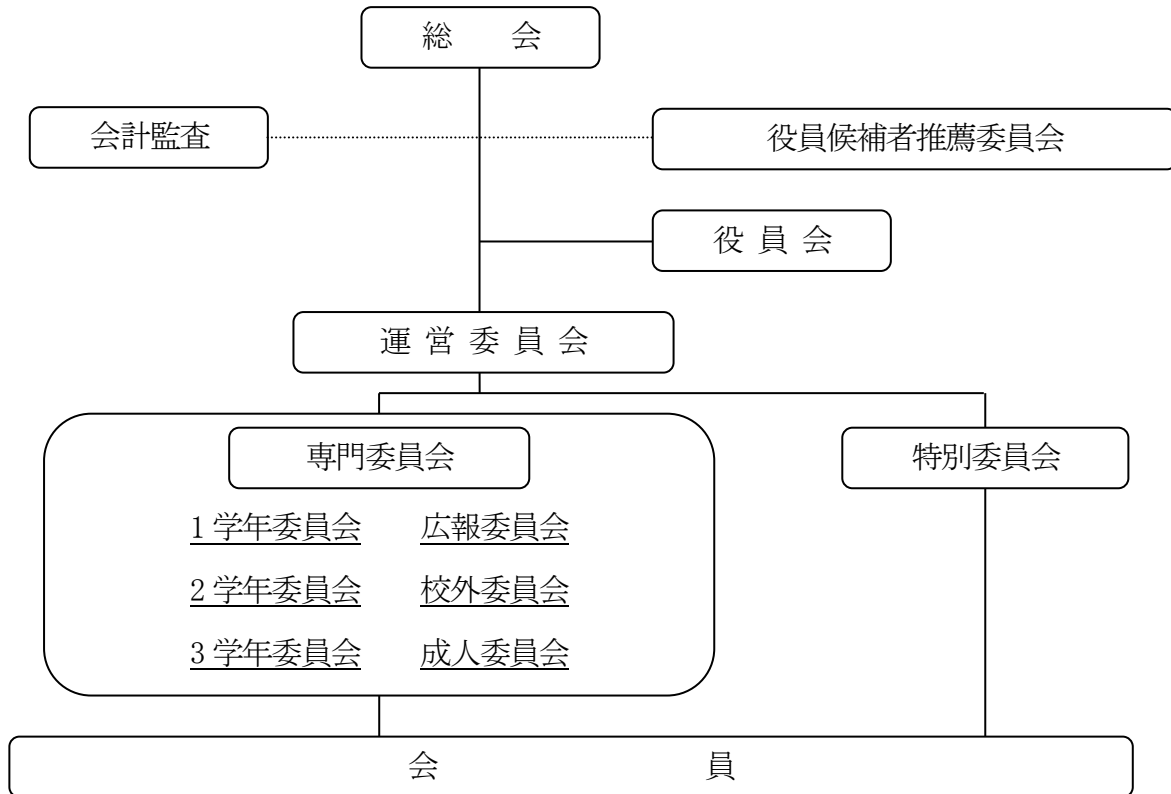
- 第1条 本会は、生徒ならびに会員の功績をたたえ、慶事を祝し、弔事を弔慰し、および疾病、災害を見舞い救援するために定める。
- 第2条 この規定についての、表彰・感謝・慶弔・災害とは、次に該当する場合をいう。  
生徒、会員の顕著な功績、会員の弔事、生徒の弔事、生徒の疾病傷害、教職員の配偶者の弔事、教職員の結婚、その他特にこの必要のあるもの。
- 第3条 この内規は、次の各項の基準によって行う。
1. 表彰に関するもの  
表彰……表彰状および記念品  
感謝……感謝状および記念品
  2. 慶事に関するもの  
教職員の結婚…………… 5,000円の祝金を贈る。  
教職員の転退職…………… 花束を贈る。
  3. 弔事に関するもの  
会員の死亡…………… 10,000円の香料  
教職員の配偶者の死亡…………… 10,000円の香料  
生徒の死亡…………… 10,000円の香料  
※ 香料とともに花環を供える。
  4. 見舞いに関するもの  
生徒の疾病および傷害（長期入院）…………… 14日間以上 5,000円  
会員の災害（水害・火災等）…………… 運営委員会で審議決定
- 第4条 この内規の運用に関する経費は、総会で決定し、本会の慶弔金をこれにあてる。
- 第5条 特に事情ある場合は、役員会で決定し、運営委員会で報告する。
- 第6条 この内規の改正は、運営委員会の審議を経て総会で承認する。

## 附 則

この内規は、昭和59年7月14日より施行  
昭和61年5月10日 弔事に関する項改正  
平成20年5月17日 第3条3項改正  
令和 3年5月28日 第2条及び第3条2項・3項改正  
令和 4年5月27日 第3条4項改正

# PTA組織図

昭和59年7月14日 制定  
平成22年5月15日 一部変更  
平成23年5月14日 一部変更



## 【 標準服リユースのお願い 】

PTA本部では、随時、標準服等のリユース活動を行っております。

サイズが合わなくなり、ご不用になりました標準服、ワイシャツ、体操着、体育館履きなどがございましたら、寄付していただきたくお願い申し上げます（洗濯済でお願いします）。職員室や、事務室にて随時受け付けております。年一回販売日がありますので、ぜひご利用ください。

標準服リユースによる収益金は、教育活動や鵜野森中学校周年行事積立金の一部とさせていただきます。皆様のご協力お願い申し上げます。